

## 飯能市建設工事請負指名業者格付基準

(平成12年3月1日決裁)

### 1 趣 旨

この基準は、飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成12年告示第26号。以下「規程」という。）第8条第1項の規定に基づき級別の格付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 級別格付

市長は、次に掲げる事項を審査し、客観的事項に主観的事項を考慮して級別格付を行うものとする。

#### (1) 客観的事項

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づき審査した総合評点とし、別表第1で定めるところによりA級、B級、C級又はD級のいずれかに格付を行うものとする。

#### (2) 主観的事項

別表第2に掲げる本市の建設工事に係る各業者の請負件数、請負額、工事成績及びISO認証取得（以下「工事件数等」という。）による評点とする。この場合において、工事件数等は、平成9年度及び平成10年度の2か年間の平均値とし、次回からの格付のときは、次年度以降2か年間ごとの平均値とする。

### 3 主観的事項の審査対象

主観的事項の評点加算は、規程第2条第1号で規定する市内業者とする。

### 4 評点の合算数値による審査の特例

官公需適格組合及び共同企業体における客観的事項を審査する場合には、組合員又は構成員のそれぞれの経営事項審査の総合評点を合算した数値によって審査するものとする。

## 5 級別格付の変更

級別格付をした後において、これを変更する必要があるときは、新たに級別格付を行うことができるものとする。

### 附 則

この基準は、平成12年4月1日以後に級別格付を行うものについて適用する。

### 附 則（平成13年2月15日決裁）

この基準は、平成13年4月1日以後に級別格付を行うものについて適用する。

### 附 則（平成14年2月1日決裁）

この基準は、平成15年度分の資格審査をする際に行う級別格付から適用する。

### 附 則（平成17年2月28日決裁）

この基準は、平成17年4月1日以後に級別格付を行うものについて適用する。

### 附 則（平成19年3月1日決裁）

この基準は、平成19年4月1日以後に級別格付を行うものについて適用する。

### 附 則（平成25年3月1日決裁）

この基準は、平成25年4月1日以後に級別格付を行うものについて適用する。

### 附 則（平成28年4月1日決裁）

この基準は、平成28年4月1日以後に級別格付を行うものについて適用する。

別表第1 経営事項審査評点による基準

ランク	総合評点
A 級	850点以上
B 級	700点以上 850点未満
C 級	500点以上 700点未満
D 級	500点未満

別表第2 工事件数等による基準

請負件数

請負工事件数	評点
8件以上	10
6件以上 8件未満	8
4件以上 6件未満	6
2件以上 4件未満	4
1件	2

請負額

工事請負額	評点
150,000千円以上	10
100,000千円以上 150,000千円未満	8
50,000千円以上 100,000千円未満	7
30,000千円以上 50,000千円未満	6
10,000千円以上 30,000千円未満	5
5,000千円以上 10,000千円未満	4
5,000千円未満	3

工事成績 工事成績による評点は、工事成績評定によるそれぞれの工事の評価を次の表の区分に応じて評点を与え、その当該年度の平均点とする。

工事成績評定	工 事 成 績 評 定 の 評 価		評 点
		90点以上	
	86点以上	90点未満	40
	83点以上	86点未満	35
	80点以上	83点未満	30
	77点以上	80点未満	25
	74点以上	77点未満	20
	71点以上	74点未満	15
	68点以上	71点未満	10
	65点以上	68点未満	5
	65点未満		0

I S O 認 証 取 得	認 証 取 得 し た I S O 規 格		評 点
	9001、9002		25
	14001		10

防 災 協 定 締 結 の 有 無	防 災 協 定 締 結 団 体 に よ る 加 入 の 有 無		評 点
	有 り		10
	な し		0